

反動判決を許さず原告団と共に闘い抜こう！

港合同執行委員 KK

大阪市は、二〇一〇年五月に、「心付け」を葬り、労働者から受け取ったとして、懲戒免職一〇名、停職十一名を含む四二名にのぼる労働者の懲戒処分を行いました。处分の根拠とされた環境局内調査では、担当課長の暴言で精神疾患を発病する仲間が出るなど、団結破壊・人権侵害の強権的な調査が行われました。

また、当局は大阪府警察捜査二課をひきこみ、警察権力の不当な職場介入と強圧の中で調査は強行

されました。このような大阪市環境局の人権侵害・団結破壊に抗議して、最年長の労働者が自殺しました。

懲戒解雇された九名の労働者全員が、解雇撤回を求めて大阪地裁に提訴し、港合同は故・大和田事務局長を先頭に全面的に支援・共闘してきました。

逆転判決で懲戒免職を維持する高裁の意思

反動判決を下しました。

労働者全員が、解雇撤回を求めて大阪地裁に提訴し、港合同は故・大和田事務局長を先頭に全面的に支援・共闘してきました。

斎場原告団は、橋下に立ちはだかった。

はじめに強行された処分



組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！

対決する最前線の闘いとなつた。だからこそ、橋下辞任＝打倒情勢の中で反転攻勢に立ちあがる官民の労働者全体に対する反動攻撃として、逆転判決が高裁によって強行された。懲戒免職に対して

密告減刑条例＝特大型労務支配

また、逆転判決の重要なねらいの一つは、「密告者への処分軽減」という特大型労務支配の貫徹だ。密告して仲間を売れば処分は軽くしてやるということが大阪市職員基本条例には明記されている。

(3) 職員が自らの非違

行為が発覚する前に自

主的に申し出たとき

(4) 職員が任命権者の

本条例には明記されてい

る。

二〇一二年六月施行の大

阪市職員基本条例二八

不祥事案の全容解明に

向かい、本庁前にも登場

して堂々と宣伝戦を開

くした闘いが、橋下に対

する怒りの反転攻勢の突

破口となることへの支配

階級の恐怖と反動である。

と明記されている。

斎場処分では「心付け」

復活を主導した職制が懲

戒免職を免れている。

条例に明記された「自

主的」「協力」「解明に

寄与」とは、「仲間を賣

り職場の団結をズタズタ

にすることによって自分

だけは助かろう」という

者を生み出し、けしかけ

る意図をあけすけに打ち

出している。

斎場原告団の存在と闘

処分追認を大前提とする反動判決

高裁判決は二つの最高裁判決を挙げている（判決文P九）。

これは七〇年闘争のた

真っ向から団結して立ち

寄与したとき

いは、このような仲間を

売ることをけしかけると

いう卑劣で脆弱な手法し

か考えつかない橋下労務

支配の弱点を撃ち真っ向

から立ち向かった。

高裁判決が、一方で九

人の懲戒免職を正当と強

弁しつつ、他方で懲戒免

職にならなかつた者はそ

れはそれで正当なのだと

必死に述べている（判決

文P二四）意味はここに

ある。

そのポイントは、「懲戒処分の可否については、職場を熟知し職員を指揮監督する者の裁量に任せるべきであり、裁判所が一から判断しなおすべきではない。裁量権行使が著しく社会通念上の妥当を欠き濫用されていない限り、処分を違法と判断すべきではない」というものである。

この判例はたしかに多くの公務員労働者の処分撤回闘争に対する反動の砦の役割を果たしてきた。だが重要なのは、それでも公務員労働者の処分撤回闘争が全國津々浦々で絶えることなく不屈に闘われていることだ。

港合同は、これまでも前最後の講演となつた故大和田事務局長の生

判決直後に誰もが「処分ありきの判決だ」と怒りと驚きの声を上げたが、まさに高裁は行政による懲戒処分については、民間の解雇権濫用法理よりも労働者にとって高

いハードルを設けてきた。それはまさに今日に至るまで、処分撤回闘争をふくむ公務員労働運動のを進んでいかなければならぬからだ。

我が港合同は労働運動の未来をかけて、最高裁判決を決断し、不当処分・不正判決に立ち向かう斎

「団結権とは如何なるものか」の提起を遺言として、一丸となつてこの道を進んでいかなければならぬからだ。

「団結権とは如何なるものか」の提起を遺言として、一丸となつてこの道を進んでいかなければならぬからだ。

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！

港合同レインボーフォーラム 労働委員会(調査)日程

- 4月14日(月) 11時~
- 5月21日(水) 11時~

一人の労働者の闘いであっても軽視せず、全力で支援・連帯を取り組んできました。また官民連帯・地域共闘の思想で闘い、特に大阪市の団結権侵害・勝利の日まで共に闘うことを決意する。

橋下市長の団結権侵害に対する大阪府労働委員会はすでに七件の救済命令を発しています。また、大阪市立小学校の卒業式不起立処分に対する人事委員会闘争、入墨調査拒否被処分者六人闘争に立ちあがつています。

前最後の講演となつた故大和田事務局長の生